

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第5号

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(知事の権限の一部を児童相談所長に委任する規則の一部改正)

第1条 知事の権限の一部を児童相談所長に委任する規則(昭和43年静岡県規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第32条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を児童相談所長に委任する。 (1)～(27) (略) (28) 防止法第11条第3項の規定による勧告 (29) 防止法第11条第4項の規定による措置 (30)～(33) (略)	児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第32条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を児童相談所長に委任する。 (1)～(27) (略) (28) 防止法第11条第4項の規定による勧告 (29) 防止法第11条第5項の規定による措置 (30)～(33) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第2条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(乳児院の長の資格等) 第25条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。)第22条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) (略)	(乳児院の長の資格等) 第25条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。)第22条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) (略)

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第22条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの

ア 法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ・ウ （略）

2 （略）

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第22条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの

ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ・ウ （略）

2 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。